

11/20(木)の発表



報道発表資料の配付日時 令和7年(2025年)11月20日(木)15時00分

発表項目 (行事名)	深川保健所管内における伝染性紅斑警報の発令について
概要	<p>深川保健所管内（※）において、伝染性紅斑警報を発令しましたので、お知らせします。</p> <p>※ 深川保健所管内・・・ 深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町</p>
参考	<p>○警報発令状況</p> <p>令和7年10月9日付けで発令した伝染性紅斑警報が終息した後、再び定点医療機関を受診した患者数が増加したことに伴う、今年度4回目の警報発令となります。</p> <p>なお、直近の警報の発令状況は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報・・・令和7年10月9日付け発令（令和7年第40週） <p>○他疾病の注意報・警報の発令状況</p> <p>他疾病において、令和7年11月6日付けで発令したインフルエンザ警報は継続中です。</p>

報道(取材) に当たって のお願い	
他のクラブ との関係	同時配付 (場所) 同時レク

担当 (連絡先)	北海道空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所） (健康推進課長 佐藤一美) TEL 0164-22-1421 内線 6-493-3
-------------	---

伝染性紅斑の流行について（警報）

令和7年11月20日（木）15時00分

北海道深川保健所

電話：0164-22-1421

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第46週（令和7年11月10日～11月16日）において、深川保健所管内（※）の定点あたりの伝染性紅斑患者報告数が、警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、深川保健所管内（※）において流行が継続していると疑われますので、感染予防に努めるようお願いします。

※深川保健所管内・・・深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町

記

1 伝染性紅斑の予防

伝染性紅斑は、頬に出現する蝶翼状の紅斑を特徴とし、小児を中心にしてみられる流行性発疹性疾患です。両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることがあります。

10～20日の潜伏期間の後、頬に境界鮮明な紅い発疹（蝶翼状-リンゴの頬）が現れ、続いて手・足に網目状・レース状・環状などの発疹がみられます。これらの発疹は1週間前後で消失しますが、なかには長引いたり、一度消えた発疹が短期間のうちに再び出現することがあります。頬に発疹が出現する7～10日くらい前に、微熱や感冒様症状が多くみられ、発疹が現れたときには感染力はほぼ消失しています。ほとんどの発病者は、合併症をおこすことなく回復します。

2 伝染性紅斑の感染経路

通常は飛沫または接触感染です。

3 その他

（1）最近5週間における定点医療機関からの患者報告数（表示は、「報告数（患者/定点）」単位：人）

	第42週 (10/13～10/19)	第43週 (10/20～10/26)	第44週 (10/27～11/2)	第45週 (11/3～11/9)	第46週※ (11/10～11/16)
深川保健所	0(0.00)	3(1.50)	2(1.00)	3(1.50)	4(2.00)
全道	63(0.62)	70(0.69)	52(0.51)	45(0.45)	- (-)
全国	2,239(0.95)	1,772(0.75)	1,902(0.81)	- (-)	- (-)

※第46週の患者報告数は速報値

第45週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる
(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

（2）伝染性紅斑警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した各保健所管内の定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われるることを指します。

<伝染性紅斑の警報レベル>

警報	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	2	1